

選 択 約 款

(時間帯別A契約)

令和7年12月1日実施

酒田天然瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結
6. 使用量の算定
7. 料 金
8. 単位料金の調整
9. 需給契約の補償料
10. 名義の変更
11. 契約の変更または解消
12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料
13. 本支管工事費の精算
14. 緊急時調整時の措置
15. その他

附 則

1. この選択約款の実施の期日
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置
3. この選択約款の掲示

別 表

1. 料金の算定方法
2. 料金表

1. 目 的

この選択約款は、3（6）に定める定時から定時以外への負荷移行が可能な需要を中心とし、使用者の負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容を使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (4) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。
- (7) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。
- (8) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し 3.6 を乗じた値をいいます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「定額基本料金（税込）」「流量基本料金単価（税込）」「基準単位料金（税込）」とは各基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (11) 「定額基本料金（税抜）」「流量基本料金単価（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは各基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申込むことができます。

- (1) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。
- (2) 当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてガスを使用する需要であり、当該のガス使用量を算定する専用ガスマーティーを設置すること。
- (3) 契約年間負荷率が60パーセント以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約使用可能量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約最大需要期使用量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金に消費税等相当額を加えたものを、早取料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、時間帯別 A 契約には別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）を用います。）を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その基本料金（税抜）は（2）にもとづく 1 か月あたりの基本料金（税抜）全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

(備 考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

84,060 円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表 1(4)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算

定したトン当たり LNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し、10 円単位といたします。)及びトン当たり LPG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し、10 円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9925 \\ + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0081$$

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料および定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申受けるものといたします。

なお、補償料計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

使用者の実績年間負荷率 [(年間の 1 か月あたり平均実績使用量 / 最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量) × 100 をいいます。以下同じ] が、60 パーセント(小数点以下切捨て)に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率} = \frac{\left(\text{当該契約年度における実績月間使用量および各月の単位料金にもとづいて算定したガス小売供給款に定める料金 (早取料金) 相当額の合計額} \right)}{\left(\text{当該契約年度における実績月間使用量および各月の単位料金にもとづいて算定した時間帯A契約料金 (早取料金) 相当額の合計額} \right)} \times 1.03 -$$

(2) 定時使用量超過補償料

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度として定時使用量超過補償料といたします。

$$\text{定時使用量超過補償料} = \frac{\left(\text{当該月の実績使用量および単位料金にもとづいて算定したガス小売供給約款に定める料金 (早取料金) 相当額} \right)}{\left(\text{当該月の実績使用量および単位料金にもとづいて算定した時間帯別A契約料金 (早取料金) 相当額} \right)} \times 1.03 -$$

10. 名義の変更

使用者または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に關係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解消

- (1) 使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえない判断した場合以外、もしくは11(2)の規定によるもので使用者の契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\frac{\text{解消日の翌月から契約終了月までの残存月数}}{\text{解消日の翌月から契約終了月までの残存月数}} \right] \times \text{基本料金相当額}$$

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\frac{\text{前契約の1か月あたりの基本料金相当額}}{\text{新契約の1か月あたりの基本料金相当額}} \right] - \times \left[\frac{\text{解消日の翌月から前契約終了月までの残存月数}}{\text{解消日の翌月から前契約終了月までの残存月数}} \right]$$

13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申受けます。

14. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の2(1)および(2)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \frac{\text{定額基本料金}}{\text{割引額(税抜)}} = \frac{\text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}}{\text{割引額(税抜)}}$$

$$(2) \frac{\text{流量基本料金}}{\text{割引額(税抜)}} = \frac{\text{流量基本料金} \times \frac{\text{契約最大使用量}}{\text{単価(税抜)}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1\text{時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}}{\text{割引額(税抜)}}$$

15. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施の期日

令和元年10月1日から実地いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期を周知します。

附 則

1. この選択約款の実施の期日

令和7年12月1日から実地いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和7年11月30日以前から継続して供給し、令和7年12月1日から令和7年12月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金(税抜)は、定額基本料金(税抜)と流量基本料金(税抜)の合計といたします。流量基本料金(税抜)は流量基本料金単価(税抜)に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 定額基本料金

1ヵ月およびガスマーター1個	4,235.00円(税込)
につき	3,850.00円(税抜)

(2) 流量基本料金単価

単位	単価
1立方メートルに	484.00円(税込)
つき	440.00円(税抜)

(3) 基準単位料金

単位	単価
1立方メートル	170.2470円(税込)
につき	154.7700円(税抜)

(4) 調整単位料金

(3) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。